

第 49 回 高輪築堤調査・保存等検討委員会

開催記録

1 開催概要

- 日 時：令和6年11月6日（水）10：00 ～ 12：00
- 場 所：JR 東日本現地会議室
- 出席者：

表 出席者一覧

委員長	・ 谷川 章雄氏（早稲田大学名誉教授）
委員	・ 老川 慶喜氏（立教大学名誉教授） ・ 小野田 滋氏（鉄道総合技術研究所 アドバイザー） ・ 古関 潤一氏（東京大学名誉教授・ライト工業株式会社 R&D センター テクニカルオフィサー）
オブザーバー	・ 文化庁文化財第二課 史跡部門 ・ 港区 街づくり支援部 ・ 港区教育委員会事務局 教育推進部 図書文化財課 ・ 鉄道博物館 学芸部 ・ 東京都 教育庁 地域教育支援部 管理課 ・ 東京都 建設局 道路建設部 鉄道関連事業課 ・ 独立行政法人都市再生機構 東日本都市再生本部 都心業務部 ・ 独立行政法人都市再生機構 東日本都市再生本部 技術監理部 ・ JR 東日本コンサルタンツ株式会社 ・ 東日本旅客鉄道株式会社 構造技術センター ・ 東日本旅客鉄道株式会社 グループ経営戦略本部 品川・大規模プロジェクト推進部門 ・ 東日本旅客鉄道株式会社 建設工事部 ・ 京浜急行電鉄株式会社 鉄道本部 建設部 ・ 京浜急行電鉄株式会社 生活事業創造本部 品川開発推進部
事務局	・ 京浜急行電鉄株式会社 鉄道本部 建設部
サポート	・ パシフィックコンサルタンツ株式会社

■ 当日配布資料

部会②

- ・ 次第
- ・ 資料 1：京急線連立 東西自由通路付近の暗渠位置確認において発見された遺構について
- ・ 資料 2：調査の進捗について
- ・ 第 48 回資料差し替え：周辺のボーリング調査成果について

2 議事要旨

2.1 部会②

(1) 開会

- 第 49 回 高輪築堤調査・保存等検討委員会の部会②を開会する。(事務局)

(2) 京急線連立 東西自由通路付近の暗渠位置確認において発見された遺構について

- 資料 1 について説明する。(京急)

<説明概要>

- 第 47 回委員会で、K-P61 の A～C 箇所の暗渠位置確認において出土した遺構について報告し、「A・B で出土した矢板は高輪第 2 暗渠に関連する仮設物である可能性はあるが断定はできない」、「A・B の矢板の南側を確認し、高輪第 2 暗渠本体を確認できれば明確になるのではないかと」ご指導いただいたため、今回、AB 間、C をずらした C' 地点の調査を実施した。
- AB 間では A・B 地点と同じ東西方向の矢板が同一ライン、ほぼ同一の高さで検出され、高輪第 2 暗渠と思われる上部アーチ部のレンガ、側壁の石積みも確認でき、横たわる丸太も南北方向に確認された。
- 確認された矢板は前回までと同様に厚さ 25mm であり、深さは 2 枚目の矢板が確認できるところまで掘削した。
- C' についても前回までと同様の寸法で木杭と矢板が確認された。
- AB 間および C' は委員長、教育庁、港区教育委員会と現地確認を行っており、その際にご指示があったため、今から動画で確認する。
- 資料 1-2・1-3 で確認した石積みが波線で表現されている理由は何か。(古関委員)
 - ← 特に意図はない。(京急)
 - 記録として残すならレンガと表現を変える必要はなく、波線とするならその理由を記載すべきである。(古関委員)
 - 指摘については、会議終了後に資料を修正してもらいたい。(委員長)
- A 地点ではレンガや石は検出されなかったのか。暗渠が想定より南にあったということか。(小野田委員)
 - ← その通りである。想定より南側にずれた位置で暗渠が検出されたという認識である。(京急)
- 石積みの石は四角形か。(小野田委員)
 - ← 四角形である。(京急)
- 本件は検出された杭や矢板と暗渠の関係がわからなかったもので、解明するために AB 間

を発掘してもらった。その結果、杭や矢板が暗渠の一部であることが確認できた。C'については試掘をした結果、東西方向の高輪第2暗渠の一部である矢板が検出された。今回の成果に基づきA・B・C'で記録を取ったうえで仮橋脚の杭の打設を可とする判断をしたいが、まず文化財行政の意見を聞きたい。(委員長)

← 委員長の発言の通り、A・Bで確認された矢板については高輪第2暗渠の一部で間違いないと考える。Cで確認された用途不明の敷板は残してC'に打設することについて異論はない。(港区)

← 矢板部はコンクリート基礎との離隔がわかり、基礎と関連するものとする。C'の木杭は少し距離が離れているが、今後北棟の調査で明らかにすることができると思う。記録を取ったうえでの杭の打設に異論ない。(都教育)

← 特に異論はない。(文化庁)

→ 本件においてA・B・C'の杭の打設を可とする判断とする。(委員長)

← 判断について感謝する。CはC'に変更し工事を進めていきたい。(京急)

(3) 調査の進捗について

●資料 2-1～3 について説明する。(港区)

<説明概要>

- 資料 2-1 について、今回報告範囲を赤点線で表記した。
- 資料 2-2 は南棟山留及び路面覆工杭のボーリング調査の結果であり、GL が低い箇所以外はローム主体の埋立土が検出されたが、今まで周辺のボーリング調査で検出されていた泥土のようなものは見当たらなかった。
- 3層の貝混じりシルトより下が自然堆積層だと考えており、トレンチ⑦-2 辺りから谷が入っている所見にも変更はない。
- No.8にレンガ片や杭などが混じっているが、資料 2-5 に示す第 46 回委員会の報告資料と同様にレンガ構造物に伴う基礎杭の可能性があると考える。
- No.8の4'層、No.11・12 の 5b 層にはレンガ片等が入っているため、攪乱されている可能性がある。
- コア中の木片は深い位置の検出でもあり、流木が堆積したものとする。
- それ以外に構造物の一部と思われるものは確認できなかった。山留工事と路面覆工杭の打設について判断をいただきたい。
- 2a 層は海中に堆積したものと思われるが、部分的にレンガ片など含まれていることから、のちの時代に攪乱された可能性もある。木片や磁器片も検出されているが、これらも混入したものであり、構造物が存在するわけではないということであった。(谷川委員長)
- 資料 2-2 の文章表現で3層以下は自然堆積層と記載すると、2層以上は人工堆積層と誤解される可能性がある。(古関委員)
- ← 表現を検討する。(港区)

- 木製・石製の構造物が発見されなかったことから、山留工事と路面覆工杭の打設は可とする判断としたい。(委員長)
← 異議なし。(委員一同)

- 資料 2-4～7 について説明する。(港区)

＜説明概要＞

- 資料 2-4 にトレンチ②-1～3 の成果について示す。
 - 土留板柵後背の板材は、泉岳寺駅改良工事での調査において板と杭がセットで検出されたことを踏まえて検証した。
 - トレンチ②-1 の板材は再利用のために一度は撤去されたものの、何らかの理由で持ち出さず、現場に残ってしまった板材ではないかと推察する。
 - 資料 2-5 については第 46 回の調査報告資料であり、資料 2-6 について、これと併せて説明する。
 - 南北方向の杭列と東西方向の杭列が検出されている。
 - 東西方向は東海道に直交する遺構となり、板 1 や板 2 は杭で留められていて東西方向の構築物の一部であると確認した。
 - 資料 2-7 は、現況図に京急電鉄から提供いただいた旧公図を重ねたものである。旧公図には、高山稲荷神社の北側に、山から海に流れる排水路のようなものが描かれている。
 - 他の資料で地歴を調べてみると、旧公図に描かれている高山稲荷神社の参道が、昭和 9 年の地図には描かれていないことから、旧公図は昭和 9 年以前の土地の状況を記したものだと推測した。
 - 今回の調査で見つかった東西方向の構造物は、旧公図に描かれている排水路だと考えており、この排水路は昭和 9 年以前に使われなくなったと考えられる。
 - 暗渠構造物の傍に高輪第 2 暗渠が位置するため、いずれかの時期にこの構造物が高輪第 2 暗渠に代わっていったものと推察している。
 - まとめると、今回検出された南北方向の土留は 17 世紀中頃の遺構と確認された土留と考えられ、東西方向の土留は昭和 9 年以前まで使われていた排水施設のような構造物と考えられる。
- 東海道の護岸がどのように確認できるかを目的とした試掘調査であった。説明の通り、トレンチ②-1、②-2、②-3 では明治 5 年護岸、17 世紀中頃の土留板柵が確認され、埋立時に明治 5 年護岸の土留板は再利用するために取り外したが、一部残ってしまったものではないかということである。17 世紀中頃の土留板柵は作られたものがそのまま残っているわけではなく、一部上部が削り取られたか、腐朽して欠損したか、何らかの攪乱があったという理解である。トレンチ⑦-2 の南北杭列は矢板があったのかどうか判断できないが、位置的に 17 世紀中頃の土留板柵の延長と考えることが妥当である。一方で東西杭列は排水溝で、南北杭列よりも新しく、昭和 9 年よりも前までは使われていたという所見であった。(委員長)
- トレンチ②-1、②-2、②-3 および⑦-2 の東海道護岸は泉岳寺駅整備の調査結果と比

較して必ずしも残りの良いものではないと判断できる。よって、これらの保護措置は記録保存とし、連壁の打設は可とする判断ができるが、いかがか。(委員長)

← 意義なし。(委員一同)

→ 記録保存ののちに連壁の打設を可とする判断とする。(委員長)

- この部分はさらにトレンチ⑦-2の北および東側において調査が進められるが、それらについては調査の進捗に併せて判断していきたい。(委員長)

(4) その他

- 資料 2-1 北側のトレンチ②のL字型部分、交番北側のトレンチ⑤-1、南側のトレンチ⑦-1の3箇所について、港区のNo.227 遺跡として周知の埋蔵文化財包蔵地に登録した。登録は令和6年10月31日付けである。現在は東京都遺跡地図情報インターネット提供サービスでは確認できないが、近いうちに登載するので、その際は改めて報告する。(都教育)

(5) 閉会

3 議事録

3.1 部会②

(1) 開会

(委員長) 次第に沿って進める。

(2) 京急線連立 東西自由通路付近の暗渠位置確認において発見された遺構について

(京急) 資料 1 について説明する。第 47 回委員会で K-P61 の A～C 箇所の暗渠位置確認において出土した遺構について報告した。今回は追加試掘を実施したので報告する。A・B は高輪第 2 暗渠に沿う形で東西方向に矢板が出土し、C では南北方向に確認された後、その先で繋がる形で矢板が出土した。この点について「A・B で出土した矢板は高輪第 2 暗渠に関連する仮設物である可能性はあるが断定はできない」、「A・B の矢板の南側を確認し、高輪第 2 暗渠本体を確認できれば明確になるのではないかとご指導いただいたため、今回、AB 間、C をずらした C' 地点の調査を実施した。AB 間では A・B 地点と同じ東西方向の矢板が、同一ライン、ほぼ同一の高さで検出され、高輪第 2 暗渠と思われる上部アーチ部のレンガ、側壁の石積みも確認でき、横たわる丸太も南北方向に確認された。側壁の石積みは高さ 300mm 程度である。確認された矢板は前回までと同様に厚さ 25mm であり、深さは 2 枚目の矢板が確認できるところまで掘削した。C' についても前回までと同様の寸法で木杭と矢板が確認された。AB 間および C' は委員長、教育庁、港区教育委員会と現地確認を行っており、その際にご指示があったため、今から動画で確認する。

(委員長) 質問、意見はあるか。

(古関委員) 資料 1-2・1-3 で、確認した石積みが波線で表現されている理由は何か。

(京急) 特に意図はない。

(古関委員) 記録として残すならレンガと表現を変える必要はなく、波線とするならその理由を記載すべきである。

(委員長) 指摘については、会議終了後に資料を修正してもらいたい。

(小野田委員) A 地点ではレンガや石は検出されなかったのか。

(京急) A 地点ではレンガが検出されなかった。石も検出されなかった。

(小野田委員) 暗渠が想定より南にあったということか。

(京急) その通りである。想定より南側にずれた位置で暗渠が検出されたという認識である。

- (小野田委員) 石積みの石は四角形か。
- (京急) 四角形である。
- (委員長) 本件は検出された杭や矢板と暗渠の関係がわからなかったので、解明するために AB 間を発掘してもらった。その結果、杭や矢板が暗渠の一部であることが確認できた。C'については試掘をした結果、東西方向の高輪第2暗渠の一部である矢板が検出された。今回の成果に基づき A・B・C'で記録を取ったうえで仮橋脚の杭の打設を可とする判断をしたいが、まず文化財行政の意見を聞きたい。
- (港区) 委員長の発言の通り、A・Bで確認された矢板については高輪第2暗渠の一部で間違いないと考える。Cで確認された用途不明の敷板は残して C'に打設することについて異論はない。矢板の位置の記録と、第2暗渠の位置が想定より南にずれているということなので暗渠の位置確認をして、今後の調査に繋げていってほしい。
- (都教育) 追加の試掘調査に協力いただき感謝する。矢板部はコンクリート基礎との離隔がわかり、おそらく基礎と関連するものと考え。C'の木杭は少し距離が離れているが、今後北棟の調査で明らかにすることができと思う。記録を取ったうえでの杭の打設に異論ない。
- (文化庁) 特に異論はない。
- (委員長) 本件において A・B・C'の杭の打設を可とする判断とする。
- (京急) 判断について感謝する。Cは C'に変更し工事を進めていきたい。
- (委員長) 他に何かなければ、次に進める。

(3) 調査の進捗について

- (港区) 資料 2-1～3 について説明する。資料 2-1 について、今回報告範囲を赤点線で表記した。資料 2-2 は南棟山留+路面覆工杭打設に伴うボーリング調査の成果である。GL が低い箇所以外はローム主体の埋立土が検出されたが、今まで周辺のボーリング調査で検出されていた泥土のようなものは見当たらなかった。3層の貝混じりシルトより下が自然堆積層だと考えており、トレンチ⑦-2 辺りから谷が入っている所見にも変更はない。No.8にレンガ片や杭などが混じっているが、資料 2-5 に示す第 46 回委員会の報告資料と同様にレンガ構造物に伴う基礎杭の可能性があると考える。レンガ片が散らばって混ざっている箇所があるが、レンガ構造物を解体した際に周辺に捨てたもの、という印象である。No.8の4'層、No.11・12の5b層にはレンガ片等が入っているため、攪乱されている可能性がある。コア中の木片は深い位置の検出でもあり、流木が堆積したものと考え。それ以外に構造物の一部と思われるものは確認できなかった。山留工事と路面覆工杭の打設について判断をいただきたい。
- (委員長) 2a 層は海中に堆積したものと思われるが、部分的にレンガ片など含ま

れていることから、のちの時代に攪乱された可能性もある。木片や磁器片も検出されているが、これらも混入したものであり、構造物が存在するわけではないということであった。

(委員長)

質問、意見はあるか。

(古関委員)

資料 2-2 の文章表現で 3 層以下は自然堆積層と記載すると、2 層以上は人工堆積層と誤解される可能性がある。

(港区)

表現を検討する。

(委員長)

木製・石製の構造物が発見されなかったことから、山留工事と路面覆工杭の打設は可とする判断としたい。

(委員一同)

異議なし。

(港区)

資料 2-4～7 について説明する。資料 2-4 に資料 2-4 にトレンチ②-1～3の成果について示す。トレンチ②-1～3にかけて、17 世紀中頃以降の東海道関連の構築物と見られる土留板および杭が確認されている。土留板柵後背の板材は、泉岳寺駅改良工事での調査において板と杭がセットで検出されたことを踏まえて検証した。トレンチ②-1の板材は再利用のために一度は撤去されたものの、何らかの理由で持ち出さず、現場に残ってしまったものではないかと推察する。資料 2-5 については第 46 回の調査報告資料であり、資料 2-6 について、これと併せて説明する。南北方向の杭列と東西方向の杭列が検出されている。東西方向は東海道に直交する遺構となり、板 1 や板 2 は杭で留められていて東西方向の構築物の一部であると確認した。この構築物が何かを改めて検証したものが資料 2-7 となる。資料 2-7 は、現況図に京急電鉄から提供いただいた旧公図を重ねたものである。旧公図には、高山稲荷神社の北側に、山から海に流れる排水路のようなものが描かれている。旧公図は上書きされていくため、いつの時期の土地の状況を描いているかは分からないが、他の資料で地歴を調べてみると、旧公図に描かれている高山稲荷神社の参道が、昭和 9 年の地図には描かれていないことから、旧公図は昭和 9 年以前の土地の状況を記したものだと推測した。今回の調査で見つかった東西方向の構造物は、旧公図に描かれている排水路だと考えており、この排水路は昭和 9 年以前に使われなくなったと考えられる。構造物の傍に高輪第 2 暗渠が位置するため、いずれかの時期にこの構造物が高輪第 2 暗渠に代わっていったものと推察している。まとめると、今回検出された南北方向の土留は 17 世紀中頃の遺構と確認された土留と考えられ、東西方向の土留は昭和 9 年以前まで使われていた排水施設のような構造物と考えられる。

(委員長)

トレンチ②-1、②-2、②-3と⑦-1、⑦-2について、東海道の護岸がどのように確認できるかを目的とした試掘調査であった。説明の通り、トレンチ②-1、②-2、②-3では明治 5 年護岸、17 世紀中頃の

土留板柵が確認され、埋立時に明治5年護岸の土留板は再利用するために取り外したが、一部板材が残ってしまったものではないかということである。17 世紀中頃の土留板柵は作られたものがそのまま残っているわけではなく、一部上部が削り取られたか、腐朽して欠損したか、何らかの攪乱があったという理解である。トレンチ⑦-2の南北杭列は矢板があったのかどうか判断できないが、位置的に 17 世紀中頃の土留板柵の延長と考えることが妥当である。一方で東西杭列は排水溝で、南北杭列よりも新しく、昭和9年よりも前までは使われていたという所見であった。江戸期までさかのぼる可能性もあるが、17 世紀中頃の南北杭列よりも新しいということがわかった。以上のように、トレンチ②-1、②-2、②-3および⑦-2の東海道護岸は泉岳寺駅整備の調査結果と比較して必ずしも残りの良いものではないと判断できる。よって、これらの保護措置は記録保存とし、連壁の打設は可とする判断ができるが、いかがか。

(委員一同)

異議なし。

(委員長)

記録保存ののちに連壁の打設を可とする判断とする。

(委員長)

この部分はさらにトレンチ⑦-2の北および東側において調査が進められるが、それらについては調査の進捗に併せて判断していきたい。

(委員長)

他に何かなければ、次に進める。

(4) その他

(委員長)

その他は何かあるか。

(都教育)

駅街区北棟の試掘調査の結果を踏まえ、港区教育委員会と周知の埋蔵文化財包蔵地の搭載について協議を行った。その結果、資料 2-1 北側のトレンチ②のL字型部分、交番北側のトレンチ⑤-1、南側のトレンチ⑦-1 の3箇所について、港区の No.227 遺跡として周知の埋蔵文化財包蔵地に登録した。登録は令和6年 10 月 31 日付けである。現在は東京都遺跡地図情報インターネット提供サービスでは確認できないが、近いうちに登載するので、その際は改めて報告する。

(5) 閉会

(委員長)

特になければ部会②を閉会する。

以 上